



こいのぼり掲揚式



今年度の「こいのぼり掲揚式」は新型コロナウイルスの影響により中止となりましたが、4月27日～5月15日の間、子どもたちの健やかな成長を願いこいのぼり掲揚を行いました。
散歩で訪れた子どもたちは、高々と舞うこいのぼりを楽しそうに眺めていました。

後期高齢者医療制度
被保険者の皆様へ

令和2年8月から

被保険者証が切り替わります！



有効期限が **令和3年7月31日** となります。

被保険者証の色（ピンク）の変更はありません。

新しい被保険者証は、7月下旬までに、健康保険課から郵送又は窓口で交付します。

8月からは、医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。
被保険者証が届いたら、住所・氏名・一部負担金の割合を確認してください。

お問い合わせ：健康保険課 国保係 ☎966-1217 沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎963-8012

低所得者向けの介護保険料軽減強化について

令和元年10月からの消費税率改定により、社会保障充実の1つとして、住民税非課税世帯の経済的負担の軽減強化がなされました。

軽減対象となる保険料段階は、第1段階、第2段階、第3段階で、それぞれ令和2年度の介護保険料が変更となります。

軽減される対象者、保険料は下記の通りです。

所得段階別の対象者	平成31年度の保険料年額	令和2年度の保険料年額
第1段階 生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金を受けている方または前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	34,037円 (基準額×0.375)	27,229円 (基準額×0.300)
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万超120万円以下の方	56,728円 (基準額×0.625)	45,382円 (基準額×0.500)
第3段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方	65,804円 (基準額×0.725)	63,535円 (基準額×0.700)

お問い合わせ：福祉課 高齢者福祉係 ☎966-1207